

産業廃棄物処分業許可証

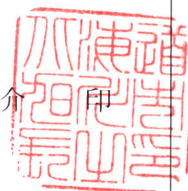
住 所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地

氏 名 株式会社鈴木商会
代表取締役 駒谷 僚

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条 第 6 項の許可を受けた者であることを
証する。

旭川市長 今 津 寛 介



許 可 の 年 月 日 令和 6 年 1 2 月 1 4 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 1 3 年 1 2 月 1 4 日

1 事業の範囲

切断（金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）。以下余白。

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 **金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの切断施設**

設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34

設置年月日 平成31年3月7日

処理能力 （金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）

200 t／日（8時間）、25 t／時間

施設の種類 **保管場所 1**

設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34

面積 18 m²

種類

・金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。

保管上限 5.6 m³

高さ 0.8 m

3 許可の条件

(第2面)

4 許可の更新又は変更の状況

平成22年12月15日 許可の更新

平成25年 4月25日 優良基準適合確認

平成28年 5月11日 変更許可（圧縮（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。）及び切断（廃プラスチック類）の追加

平成29年12月15日 許可の更新

平成31年 3月18日 事業の一部廃止（圧縮（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。）及び切断（廃プラスチック類）の廃止

令和 6年12月14日 許可の更新

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ~~無~~

(日本産業規格 A列4番)